

会議録（要旨）

件名	令和5年度 第3回亀岡市障害者施策推進協議会		
日時	令和6年2月20日（火）		
	午後3時から4時	場所	市役所 別館3階会議室
出席委員	11名：高木信義／酒井忠繁／細見眞紀美／高橋依子／筒井淳一 木久依子／寺田直人／中村雄一／保城幹雄／佐々木京子 神先宏彰		
欠席委員	2名：峰島厚／小石原誠		
事務局出席者	5名：健康福祉部長／障がい福祉課長／障がい者福祉係長 障がい者支援係長 他		
傍聴者数	1名		
次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議事 （1）第7期亀岡市障がい福祉計画最終案について （2）その他 4 閉 会		

資料：亀岡市障害者施策推進協議会次第
資料1 第7期亀岡市障がい福祉計画最終案
資料2 パブリックコメント結果

1 開 会

ただいまから、亀岡市障害者施策推進協議会を開催する。

2 会長挨拶

3 議 事

（1）第7期亀岡市障がい福祉計画最終案について

資料1

事務局 ≪資料に沿って事務局から説明≫

議長

特にパブリックコメントに関わっては、計画に反映していないということでしょうか。

事務局

今回のパブリックコメントに関しては、亀岡市が出した数値に対しての考え方の根拠等に関するものであり、直接中身を変えることはしていない。

議長

事務局から計画案について、前回の会議等の意見に基づいて修正した、或いは事業が変更になった部分も含めての説明があった。

これについて、意見、質問等をお願いしたい。

《意見・質問等なし》

議長

意見がないようなので、議事1については一旦終了とさせていただきます。

第7期亀岡市障がい福祉計画最終案について、次期計画最終案として承認願いたい。

《全委員承認について賛成》

議長

ただいまをもって同案の承認とさせていただきます。

事務局から先ほど説明があったが、3月12日の予定で市長にこの最終案を提言させていただきます。

私と職務代理者に同席願ひ、提言をさせていただきたいと思うので了解をお願いしたい。

(2) その他

議長

その他ということで、議事以外で委員の皆さんの意見・提案等あればお願いしたい。

A 委員

手話言語及び障害者コミュニケーション条例が施行され6年目を迎えようとしている。令和6年4月から7年目になると思うが、条例について検証が必要なのではないか。それができてないことが気になる。条例がどのように進んでいるのか、課題はどうなっているのかというところの検証が必要かと思う。

また、手話言語及び障害者コミュニケーション条例だけではなく、障がい者関係の様々な施策もあると思う。専門部会のような場が、条例だけではなく他の分野でも必要ではないかと思う。

聴覚障がいだけではなく、知的障がいやコミュニケーションの困難を抱えている方、または、視覚障がいの方で本を読むことも困難な状況もあるので、例えば発達障がいの方のケアとか、それぞれの施策というか、それを検証できる場を作ってはどうかという提案になる。

議長

A委員の提案だが、これまで審議いただいてきた福祉計画等についても、実績に基づいて、今後の計画の周知を事務局でしていただいている。なぜこの数値になったのかという検証は、協議会でもそれほど確認できてないところもあると思うが、A委員の意見は、様々な施策についての確認ができるような部会のようなものがないのかということだと思うが、事務局から回答をお願いしたい。

事務局

計画を策定すれば実証して、そこからまた見直しアクションを起こしていく。PDCAサイクルと言われているが、3年前に第6期障害福祉計画を作った時に基本計画も同時に策定しており、基本計画の中でもPDCAサイクルに沿って検証をしていくという話が出ていたと思う。

福祉計画については、基本的には障害福祉サービスを提供するための基盤となる部分で、数値が多い計画にはなってくるが、協議会で皆さんには、計画に対しての実績値の報告はさせていただいている。協議会において、実績についてしっかりと分析し報告をしていく中で、意見をいただくこととしている。どうしても3年に1回、計画を策定していくということになるので、翌年すぐに、計画値の課題や分析できたところを反映できるわけではないが、事務局としては、毎年意見をしっかりと聞く中で分析したものを、次の3年後の計画を立てるときに、反映できるようにしていきたいと考えている。

B 委員

最近医療的ケア児という言葉をよく聞かれると思うが、私の知っている患者が胃ろうを作ることになり、そうすると受け入れてもらえる保育所や放課後デイがないということで、母親が一生懸命調べて、そういうところが充実している東大阪市に転居すると言われた。

これは非常に寂しいことで、これからそういう子どもたちがどんどん増えてきて、特に放課後デイや保育所での利用がこれから増えていくことになる。そのための条件を何とか整えていかないといけないと思っており、3年後には非常に大きな問題になってくると思う。

その方は、東大阪市にはなんの縁もないが、思い切って引っ越すと言われ驚いた。

そういうこともあり、この問題について、今回の計画では軽くしか触れていないが、胃ろうとか医療的ケア児、自分たちの言葉で言うところの「動く医療的ケア児」、この子ども達は短期入所の受け入れ先もない。花ノ木でも歩くことができる医療的ケアのある方は、受入れできないというのが現実にあるので、そのあたりも次の計画を考えると時には問題になると思い情報提供させていただく。

議長

貴重な話をしていただき協議会としても、今後、何らか検討を重ねていかなければいけないと思っている。

先ほどのA委員の意見についてだが、基本計画等を策定するときには、この場ではないが、計画策定のために様々な機関や当事者団体の意見を聞く場を別に設けているので、そういった場を活かしていきたいと思う。

特に亀岡市は相談支援ネットワーク会議という、普段、当事者の相談の現場に行って活躍している相談員の意見を聞く場をもっているの、そういった場でも確認をしていければいいと私は思っているの、また、お願いしたい。

B委員から紹介があったケースの方だと思うが、私のNPOにも2月に入ってから相談があった。どうしても2月のうちの1日だけ、その子を何とか預かって欲しいという母親からの相談があり、たまたまスタッフの中に、看護師の資格を持つ者がいたので、職員と連絡調整して、一日、朝8時半から夕方5時頃まで預かった経過がある。

これは公的なサービスとしてではなく、NPO独自のサービスで何とかお預かりしようということで実施した。母親は大阪の方に引っ越しているということであったが、どうしてもその日だけ見つからずにお願ひされて対応した。

公的なサービスはもちろん必要で、財政支援をしていけることが大事だと思うが、フォーマルだけではなくてインフォーマルな資源も、市民総意で同じ市民を支えるというようなシステムも大切である。法律に基づく基本計画や福祉計画の範疇ではないのかもしれないが、市民相互の助け合いの中で、障がいを持った1人の市民が当たり前の市民として保障される、生活していける、そういう亀岡市独自の法律に基づく計画以外にそういうものも入れられればと委員の意見を聞いて思ったところである。

私の個人的な感想だが、協議会で案を提示して、事務局から広く市民にパブリックコメントという形で意見を聞いていただいた。

その結果、7件の意見があった。本当は様々な市民の意見を聞きたいが、福祉計画で様々なサービス名を聞いたところで、このサービスが実際どのような現場で、どのように市民のためのサービスになるのかということもわかりづらい中で、7件の意見をいただいたということは非常にありがたいと思う。7件が多いのか少ないか私も判断がつかないわけではあるが。

各委員の皆さんは、それぞれ日頃から障がいに関係して様々な活動をしていただいているとは思いますが、そういう私たちでもこの全部のサービス名を聞いても、このサービスが実際、現場のどういう場面でどういう人の支援に役に立っているかは、自分たちが直接関係している現場のことはわかるが、広く市民のための計画という意味では難しいと思う。

委員の皆さんは、様々な活動をされており、代表の皆さんも含めて委員になっていただいている。そういう意味では、先ほど言った、インフォーマルな支援の活用についても社協が出ていただいているし、民生委員も入っていただいている。また、教育委員会や市長部局長等、様々な方が入っておられる。どうしても役所の中では縦割りと言われることがあるが、そのようにならないように、広く横の連携ができるような協議会に今後していけたらと考えている。

A 委員

障害福祉サービスを優先的に利用できるようにするのはとても大事だと思う。

でも、高齢者の盲ろうの方もおられ、大変生活が苦しくなっており、訪問介護サービスが使いにくくなっている

高齢者の介護負担30%だと思うが、負担しなければならぬので障害福祉を優先的にできない状況だと聞いている。また、障害年金も上がらない状況でとても大変だという話も聞いている。障害福祉サービスの利用範囲が限られていると思うが、高齢の介護もとても増えてると思うので、障害福祉サービスに移行できるように工夫していただきたいと思う。

議長

A委員から、障害福祉サービスと介護保険サービスでよく言われる問題だが、65歳になった時点でそれまで障害福祉サービスを使用しておられた方は介護保険の認定を受けて、介護保険サービスで利用できる部分については、介護保険を利用してもらうことになる。これは、国の考え方だが、国も一律にしているわけではなく、あくまで当事者の実情に合わせて判断をするということになっていると思う。現実には裁判等も行われ、障害福祉サービスを受けられるという判例も出ているので、行政も一律に65歳を超えたらすべて介護保険に移ってくださいとは言っていないと思う。あくまで優先という考え方はあると思うが。

それも含めて、亀岡市としても実情とあわせて判断をして欲しいという意見かと思う。

事務局

議長のお話のとおり、国の制度が65歳で介護保険が使える場合は、優先になるところであるが、その中でも障害福祉サービスが併用できる場合や、例えば、先ほど経済的な面でも苦しいという話があったが、平成30年から新高額償還という制度ができており、例えば、障害福祉サービスの居宅介護というサービスがある。この居宅介護というのは介護保険でいうところの、先ほどA委員が話された訪問介護に当たるものだが、それを5年以上使われていて、そのまま介護保険に移行された場合は、非課税の方に限り、自己負担分を障がい福祉課から償還する制度もあるので、一定低所得の方に対する制度も整ってきているところである。

あとは本人の状態に応じて、介護保険では対応できない部分は障害福祉サービスでも対応しているし、要介護5や寝たきりに近い状態の方であったり、重度の障がいを持ち合わせていたりすると、介護保険だけではサービス量が足りない。そのようなときには、障害福祉サービスを利用していただき、その方を支えるために必要な支給量を出しているのので、すべて介護保険が優先だからその方の生活を支えることができないとか、そういったことではないので理解いただきたい。

議長

A委員からいただいた意見は、行政も十分実情をわかっていると思う。何より一番当事者の方の一番身近で横にたって支援していただく相談員に様々な制度について、相談に乗っていただけたらと思う。

ただ、相談員についても、これまでB委員から意見をいただいていたように、相談員が本来の相談活動できる余裕がない実情も現実にあるので、その点を今後、亀岡市の中で相談支援のあり方等を検討して、当事者を孤立させない支援を作っていただきたいと思う。

C 委員

私は、亀岡市地域福祉計画の委員会にも参加させていただいている。

障がいのある人が地域で生活するために、地域の方に障がいを理解していただくこと、また、制度のことについても皆さんとともに学習して、地域で住みやすい地域を作ることが大事だと私は思っている。

だから地域格差のない社会が望ましいと思っているので、亀岡に住んでよかったなと思っていただけのような地域を作っていきたい。障がいのある方、ない方、すべての方がそう感じていただける地域づくりができることが理想である。

ただ、声を聞かないとわからないのが現実であり、その辺のことも理解いただき、地域の重度障がいの方やその家族、また周囲の皆さんの理解・協力によってできることもあるのかもしれない。

私たちが精一杯当事者として、活動して地域福祉が充実することを願うところである。

また、A委員が話されたように、障がいのある方のコミュニケーションについても、地域福祉計画

の中で、もっと地域として取り組んで欲しいとお願いした。

そういうこともあるので、皆様の日頃の理解と協力をお願い申し上げたい。

議長

地域の中にはまだまだ多くの課題があると思う。

皆さんに協議いただいている福祉計画等についても、亀岡市を良くするために最低これは必要であろうというレベルの数字しか上げられてないかもしれない。よりよい亀岡市にするためには、これを基にして障がい福祉課の皆さんには、新年度以降、事業に向かっていただかなければならないし、こういう計画があってこそ予算の確保にも役に立っているものだと思うので、その辺の活用をお願いしたいと思う。市長への提言の際も私から改めてお願いしていきたいと思う。

D 委員

障がいのある方には様々な施策もあるかと思うが、私のところに聞こえてきている話としては、障がいとまでは至らないグレーゾーンの方が結構いらっしゃるように思う。

直接私に関わっている方ではないが、8050問題でお父様が亡くなられて、50代の方が1人残られて生活に困窮されている。

その方は生活保護を受けられて、そこから本人も脱却しようということで、大阪の方に住み込みの職場を求められているようであるが、家がまだ亀岡にあるので、戻ってきては片付けをしているという状況があり、家の片付けもままならないし、家の電気代がもったいないということで、電気を止めてしまった。この寒い中、家にいるときは、何とかしのいでいるということでは聞いているのだが、携帯の充電ができないからということで、民生委員のところへ充電させてくれと言って、何回か来られたということがあり、食べるものも温かいものが食べられないからということで、その民生委員が家にあったカセットコンロをその方に差し上げて、お湯が沸かせるぐらいのことはできているのかなという話はしている。住み込みの仕事も自分の思っていたところではないようで、いつまで続くかなという心配をしている。

8050問題は、自分から遠いところにあると思っていたが、実際にそういう方がおられるということを知り、障がい者ではないが、生活も苦しく、生活保護をもらっているので節約はしないとけないと思いつつ、酒を飲みたいということもあり、酒を飲むと行き過ぎてしまう。本人も大変困っているという方がいると聞いている。

福祉制度に乗っていない方がいるということを知っていただきたいということで発言させていただいた。

議長

D委員は、民生委員として本当に様々なケースから話をしていただいていると思うが、少しでも障がいのある方の支援に携わっていたら、そのノウハウが障がいのない人にも役立つことが絶対あると思う。障がいがあったらこういう制度が使える、なくてもその制度に代わる支援ができるだろうとか、一緒に考えることや障がいサイドのメンバーに紹介していただくことで新しいサービスを作っていくことにも繋がっていくと思う。福祉計画等もメインは、国の決めたサービスをどう確保していくのかという数値目標になっているわけだが、後半にある地域生活支援事業は、市町村が幾らか自由に決められ、考えられるサービスとなっている。国のサービスは全国一律のサービスとなるが、地域生活支援事業で、亀岡市らしさを打ち出していくようなことはできないだろうかと思っている。国の制度ではここまででも、亀岡市ではできないかということをもた、一緒に考えていきたいのでよろしくお願いしたい。

E 委員

協議会の委員として、会議に参加する中で様々なサービスやその実績等が良く分かった。

ただ、正直言って、親の立場としては、まだまだサービスに乗れない方が多くおられる。

障がい児者を抱えた親たちが、ショートステイ等に子どもを出せないで丸ごと抱えている。昼間作業所に行っている方は、サービスに繋がっているので、夜だけということもあるが、そこにたどり着けない方々が多くいることをわかっていただきたいのと、直近で相談を受けたケースでは、若い時は医療や支援を求めて遠くの病院に行くことができたが、親も年をとって遠くの病院に行けず、地元で治療したいという時に自分の住んでいる地域で医療や介護を受け入れてもらえない。それが重度であればあるほど受け入れてもらえない状況がある。

先ほどB委員の意見にあったように、本当の寝たきりの方は花ノ木で受け入れてもらえるが、寝たきりではない重度の方も結構いて、親がほぼ24時間介護しており、親も寝られないぐらいに、へとへとになっている方もいる。私としては、様々なところへサービスを求めていったらいいと思うが、親としては、この子は絶対に私が見なければいけないというマジックにかかったように、自分がしなければいけないと思っている親がまだまだいるので、その方たちを、1時間でも半日でも気持ちよく休んでいただける制度、もうちょっと使いやすい制度になって欲しいと思う。

先は長いけれども少しでもここ亀岡で、障がい者も含めて、皆が幸せになるようになっていって欲しいと思うので、今後に向けて、私達障がい児者の親に応援をお願いしたい。

議長

様々な現場の思い等、たくさん出していただきよかったと思う。

B委員の意見にあった、亀岡市民が他の市町村へ出ていかざるを得ないというのは、亀岡市としては良くない。そういうことのないような亀岡市を目指すべきだと思う。さらに、亀岡市の障がいのある方、ない方も含め、1人の市民として幸せに生きられるように、私たちもできる限り力合わせて、今後とも取り組んでいきたいと思うので、よろしくをお願いしたい。

他に意見等なければ、これで令和5年度の協議をすべて終了としたい。

次回の会議は次年度となり、会議日程は現在未定である。

日程が決まり次第、事務局から連絡していただく。

4 閉会 職務代理者閉会挨拶